

## 学位論文要旨および審査要旨

氏 名 中 根 成 寿

学位の種類 博士(社会学)

学位授与年月日 2005年3月31日

学位論文の題名 「知的障害者家族の臨床社会学

—親と子の関係変容とケアの社会的分有への考察—

### 【論文内容の要旨】

#### 1. 本論文の構成

本論文の構成は以下のとおりである。

##### 序章

1. なぜ知的障害者家族か—親子関係の視点から
2. 知的障害者家族の抱える課題
3. 臨床社会学の意義について
4. 本論文の構成

##### 第1章 知的障害者家族の親はどのように捉えられてきたか

1. 知的障害者家族の親に関する先行研究についての概説
2. 脱家族論の意義と限界について
3. 知的障害者家族の親は独自の存在としてとらえられてきたか

##### 第2章 知的障害者家族の親への支援方法に見る対象像

1. 家族支援制度からみる知的障害者家族の親
2. 治療・療育指導における「共同療育者」としての親
3. レスパイト・サービス—誰のための支援か?
4. セルフ・ヘルプ・グループ—当事者グループのちから
5. 支援対象としての知的障害者家族の親像と支援の方向性

##### 第3章 知的障害者家族の母親のナラティブから—知的障害者家族の経験への考察

1. 親のナラティブに注目する意義
2. 調査の概要と分析の手法
3. 親たちのナラティブから
4. 考察—親たちの役割認識とその変容

##### 第4章 知的障害者家族におけるジェンダー—知的障害者家族の父親の考察

1. 知的障害者家族におけるジェンダー
2. 知的障害者家族における父親の先行研究
3. 調査の方法・分析

## 4. 調査結果

## 5. 結論—ケア行為と「男であること」の間で

## 第5章 知的障害者家族のケアの特性とその限界—ケアの社会的分有にむけた検討課題—

1. ケアの社会化への違和感を巡って—知的障害者家族の親たちの語りから
2. ケアへ向かう力—ケアする者はなにを得ているのか
3. 親密な関係の特性と限界
4. ケアの社会的分有にむけた検討課題
5. 本章のまとめ

## 終章 知的障害者家族の親性とケアの社会的分有

## 2. 本論文の要旨

本論文は知的障害者家族の親子関係に焦点をあてている。現代社会において特別なニーズをもつ子（特に成人期以降）の親であることの役割、機能、意味や当該家族集団においてケアをめぐる生起する心理社会的諸課題について、臨床社会学的な考察をおこなうことが目的である。なお、本論文は知的障害者家族の親のケア体験の聞き取り調査を実施し、それをグラウンディッド理論により質的データとして加工したのものにとづいている。

第1章は、知的障害者家族についての先行研究の整理である。従来、知的障害者家族の親は、独自のニーズと課題をもつ存在と捉えられておらず、子どもの背後に押しやられるか子どもと一体の存在として捉えられてきた。知的障害者家族の抱える特徴は、子どものもつ障害を基軸にした社会との相互作用により、親の「親性」が強化され、家族全体が子どものケアに強く拘束されること、さらにはその拘束されたケア関係が長期間持続し、親が高齢期を迎えた後の家族関係が見通しにくいことの二点にあると指摘している。知的障害者家族の生活の実相について、ケア関係を中心して記述する作業をおこない、「障害」と「家族」、「家族」と「社会」をつなげる課題がこの分野には残されていることを指摘している。それは自己決定と代行決定の関係や自立と援助の関係についての臨床社会学的課題であると特徴づけている。

第2章は、知的障害者の親への援助制度を検討し、そこで想定され、構築されている「親役割」について整理している。子どもが知的な障害をもつことでケアが必要となり、それを中軸にして親子関係が推移し、知的障害者家族に独特の「家族ライフスタイル」が生まれると筆者はいう。社会は知的障害者家族を特別なニーズをもつ家族であると捉え、さまざまな社会的サービスを通じて家族を支えていこうとする。しかし、そのサービスの対象像としての知的障害者家族の親子関係は、親子、特に母子一体を前提とした「共同療育者としての親」という位置づけが優勢であったと分析している。社会制度が構築している家族モデルの批判的検討として位置づけられる章である。

第3章では、障害をもつ子どもの親になることが親というアイデンティティの最初の危機となっていることをデータにもとづき指摘している。障害をもつ子どもを育てていけるかどうかという不安や、障害をもつ子どもの親として周囲から過剰な配慮を受けることへの抵抗感など、知的障害者家族の親となることで、親も自分自身の価値を激しく揺さぶられ、これまでの家族関係の再構築を迫られるという。このアイデンティティの変容あるいは移行過程において、親は社会から期待されるケア役割や資源の動員を果たす役割を把握し、自分の人生を位置付け直し、時にはそれらの作業が子どもの自立と対立することもあるという新しい親子関係のあり方に気づくという。愛情規範にそくしてケアする存在という社会的役割期待

は、知的障害者家族の親のジェンダー役割を強化し、女性をケアする母親的機能に偏らせることに寄与することが体験分析をとおして指摘されている。

第4章では、父親のケアへの態度あるいは関心とケア体験が分析されている。知的障害者家族の父親は、ケア役割ではなくケア資源動員のための経済的な活動に従事する役割（careよりcashと筆者は表現している）を期待されている。これは子どもが特殊なニーズをもつ事で親の性別役割分業が強化される事象だという。もちろん、母親だけでは子どものケアを引き受けられない場合に、父親の参加が必要となる。この章では、ケアに参加する父親の、ケアすることと男性性との摩擦が障害者家族の父性に託された意味と役割の重層性をもたらしていると指摘されている。その重層性は「careとcashの間におかれることの葛藤」、「ライフサイクルの漸次的な交差による新しい課題」から成り、とくに、親の加齢とともに進行するケアの分節化、ケアの社会への移譲ということに端的に示されるという。父親たちは、正義の論理とケアの論理の〈あいだ〉の道を探っていると分析されている。老いていく親は、自ら、いつまでも子どもをケアできないことにジレンマを感じる。権利擁護の非営利活動やサービスのパーソナル化にそのジレンマやアンビバレンツの解消が託されている。父親たちが目指しているのは、私事化された親性に社会性を付与することなのである。「権利擁護事業」、「成年後見制度の活用」、「ケアマネジメントと第三者評価」という試みを介して、親性は急速に社会性を帯びることとなる。

第5章では、そうしたことを受けて、親亡き後のケアへの心配や配慮という心理的問題が顕在化し、それがどのような社会的なケアであれば解決できるのかということが知的障害者家族の親の固有の問題になると指摘されている。つまり、いつまで、どのように、どの程度、「代行決定」を続けるのかという問題として立ち現れる課題のことである。親子のライフサイクルが加齢とともに漸次的に交差する長期の過程を経て、ケアの再編成がすすみ、そこに社会的サービスと親性による精神的ケア役割が組み込まれていく動態が第4章で指摘されていることを受けて、知的障害者家族のケアの特性が総括的に分析され、筆者のオリジナルな視点が提示されている。知的障害という特別なニーズをもつ子どもは、成長しても完全な自立を果たす事が困難である。しかしライフサイクルが交差し、成人した障害のある子どもとともに老いていく親は、時間という現実に遮られ、子どもへのケアを満たす事ができなくなる。この課題は、社会サービスにより代位され、解消されうるものなのだが、家族は子どもとのそれまでの濃密な関係の個別性と社会の現実を知るが故に、完全に子どもを社会にゆだねる心理的なレディネスができない。これを筆者はグラウンディッド理論による体験構造分析により、「社会化への違和感」として定式化している。つまり、社会化は、ケアの担い手を広く社会に委ねることを意味するが、その委ねる先の社会は知的障害者を画一化してきた「グロテスクさ」をも内包していることを看過できないということである。端的にいえば、優生思想、大規模施設処遇、ネグレクト、排除、侮蔑や差別である。故に、時間的限界がある事を理解しつつも、親は子のケア役割を果たし続けようとするという傾向と姿勢となる。ここを根拠にして、ケアを社会へと移譲しつつ、代行決定を権利擁護の視点から社会的に分有するほうへと展開させる「当事者性をもつ親」という見地（独自の研究対象にする意味）が導出されることとなる。そのために「ライフサイクルの漸次的な交差過程」、「ケアの社会的分有暫定モデル＝二重連続体モデル」などが提起されている。

#### 【論文審査の結果要旨】

第1回審査委員会では本論文の審査の方法、手続きを確認した後、これまでの申請者の研究経過、調査方法などについて指導教員（主査）より説明し、公聴会の進め方を確認した。公聴会后に開催された第2

回審査委員会では、質疑応答を踏まえて、評価しうる点、課題として残された点などを確認し、可否の判定をおこなった。審査委員会ならびに公聴会は6月21日に開催された。

公聴会での質疑応答を踏まえ、第2回審査委員会において、本論文は以下の5点について特に評価しうる内容となっていると確認された。

第1は、ケアの社会的分有という視点を提示したことである。社会福祉学的な障害者福祉研究においては相対的に手薄であった家族（日本型福祉社会論が前提とする家族ではなく、変貌いちじるしい脱近代家族的な現実を前提にしている）の研究をとおして見えてきたことを理論的に整理した結果、援助資源の開発やそれらの再配置とは別の位相で知的障害者の親がケアの社会化について抱くケア機能の外部化（施設ケアや各種サービス利用）への違和感を聞き取り調査より抽出し、そこから定式化したものが社会的分有ということである。

第2は、障害者福祉論にも貢献するであろうケア論それ自体の精緻な展開を試みていることである。親の位置づけや親性の変化を起点にして、発達心理学者のクォルズ（Qualls）の「ケアの必要量モデル（a continuum of autonomy）—ケア提供もケアを受けることも長期的なスパンで家族成員に経験される caregiving career 論」をもとにして、親と子のライフサイクルに即して具体的にケアを分節化し、体系化したモデルである。それを作業仮説的に調査のデザインに利用し、聞き取り調査を踏まえて、筆者独自の「ケアの社会的分有暫定モデル」を提起している。ケアの過程が二重のライフサイクルの交代と進化の連続体上に措定されるものとして知的障害者の親子関係の特徴を把握し、その過程で変化する親のケア機能を体系化しようとした、いわば「二重連続体モデル」である。具体的には、ジョブコーチ、ガイドヘルプなどのパーソナルアテンダント制度などの構築、まとめていえば「援助付き自立政策」の体系化の重要性を指摘している。社会で生活していく各ステージで、生活を支える制度があること、また日常生活の場面で権利侵害が発生した場合にそれに対応できるような権利擁護の仕組みの構築を提案している。これらの支援により子どもの「援助つき自立度」は成長につれて上昇し、他方、加齢とともに親のケアの手段的側面は低下する。これがライフサイクルの交差をスムーズなものにするとして筆者はいう。子どもが成人し、就労や授産の場面に移行するようになれば、親は自らの老いへの準備のために、さらにケアの社会的分有が必要となる。それはすべてを委ねるという意味でのケアの社会化ではなく、親からみて、ケアの手段性の低下と心理的精神的ケアの増加という意味におけるケアの社会的分有へ向かう道となる。それを理論化したのがこのモデルである。

第3は、調査論としても独特な対象設定をおこなっている点である。子どもが成人し、〈社会＝地域〉のなかで生活することへと変化するライフサイクルの交差を念頭において成人期の親子関係に注目している点に意義がある。成人している障害のある子どもをもつ親はいかなる立場にたつ者であるのか、という問いである。成人したとはいえ言語化困難な当事者の声をどのように代弁しているのかということも含めた親の「立ち位置」を社会的に地位分析することが目指されており、自己決定を支えるケア役割を権利擁護者機能として社会へと再帰させつつ、親密さというケア関係はなお再編して維持する課題の大切さを指摘することに成功している。社会的分有という意味では親が老後になると再度、親密さが増す可能性や、施設ケアにおいて、同居していなくても親密さが確保される事例などを含んだ立論であるべきことが指摘され、論点の広がる論理を有していることが確認できた。これは権利擁護の視点による代行決定、あるいは自己決定の支援としてのケアを把握するために重要なフィールドを拓く対象設定である。

第4は、知的障害者の親子を対象にしたケアとサービスの相互関係が織りなす〈社会〉を微視的な家族

生活にそくして記述することで社会学的な臨床記述の有効性を示唆していることである。それを臨床社会学と総称させているが、臨床実践に埋め込まれている、あるいは臨床実践から生成する誰がどう担うのかについての資源 service と愛情 care と貨幣 cash のせめぎ合う場の開示に成功している。このことを可能にしたのはグラウンディッド理論を調査の手法に用いたからである。

もちろん、こうした諸点はさらに研究を継続すべきより高度な課題を筆者に課すこととなる。新たな地平へと研究を進めることが要請されていることも公聴会、審査委員会で確認された。その課題は、第1に、成人に達した知的障害者の親子関係が交差し、親役割が変化することを子どもの生活上の変化（仕事のこと、日常生活のこと、コミュニケーションのこと、移動のことなど）に即してどのように社会的分有論から記述することができるのかについてさらに対象を絞った調査をすべきことが指摘された。

第2に、社会福祉学あるいは障害者福祉の制度や政策そして援助実践に対してこの論文で示された成果や知見がいかに相乗効果的に活かせるのかについての検討をおこない、家族のニーズを、家族ケア回帰的ではなくどのように提案できるかについての検討が要請されること。

第3に、成人した知的障害者の自立的な地域生活や施設ケアとの関連を展望した今後の福祉政策と関わり、とくに社会的分有論でいう親性の役割を非家族的な親密圏の拡大や友愛性への代位という文脈も含めて検討し、共生型の援助サービスを豊かにする方向へと課題を提示することである。

これらの諸課題を深めていくと、さらなる展開が期待できる。

上記、論文審査と公聴会の議論を踏まえ、審査委員会は一致して本論文が学位を授与するに十分に値する水準に達していると認め、本学学位規程第18条第1項に基づき、課程博士の学位を授与することが適当であると判断した。

#### 【試験または学力確認の結果の要旨】

著者は社会学研究科博士課程後期課程に在学し、学則に定める履修要件を充足している。その間の論文作成や学会発表等により、また Disabilities Studies などの英語圏での研究動向を批判的に摂取した内容となっているなど、何よりも本論文の内容によって、外国語を含む学力確認は十分行い得たと判断する。故に、本学学位規程第25条第1項に基づき、試験等の学力確認を免除するものとする。

審査委員	(主査) 中村 正	立命館大学産業社会学部教授
	(副査) 峰島 厚	立命館大学産業社会学部教授
	(副査) 立岩 真也	立命館大学大学院先端総合学術研究科教授